

実践ゼミ

理論的に整理する  
決算直前対策（貯蔵品等の購入編）

公益財団法人 日本税務研究センター  
税理士 山下雄次

## 確認項目

1. 法人税法の基本構造
2. 決算対策で購入する資産の整理
3. 消耗品等における企業会計の取扱い
4. 消耗品等における法人税法の取扱い
5. 法人税法と消費税法の差異

# 法人税法の基本構造

法人税法

会社法

企業会計

法法22④

法法74

会社431

## 【法人税法第22条第4項】一部修正

当該事業年度の収益の額及び費用の額は、別段の定めがあるものを除き、**一般に公正妥当と認められる会計処理の基準**に従って計算されるものとする。

## 【法人税法第74条】一部修正

内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、**確定した決算に基づき**一定の事項を記載した申告書を提出しなければならない。

## 【会社法第431条】

株式会社の会計は、**一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行**に従うものとする。

## 決算対策で購入する資産の整理

資産科目		費用科目	該当資産
棚卸資産	消耗品等	消耗品費	事務用品、包装材料
	貯蔵品等	通信費	切手、レターパック
		租税公課	印紙
		交際費	商品券
(少額) 減価償却資産	少額減価償却資産	減価償却費、消耗品費	取得価額10万円未満
	一括償却資産	減価償却費、消耗品費	取得価額10万円以上20万円未満
	中小特例	減価償却費、消耗品費	取得価額10万円以上30万円未満
(通常) 減価償却資産	減価償却費	取得価額10万円以上	

## 棚卸資産の定義（法第20条第1項）

「例示の関係」  
A、Bその他のC

二十 棚卸資産 商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で棚卸しをすべきものとして政令で定めるものをいう。

## 棚卸資産の範囲（法第10条）

法第2条第20号（棚卸資産の意義）に規定する政令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

- 一 商品又は製品（副産物及び作業くずを含む。）
- 二 半製品
- 三 仕掛品（半成工事を含む。）
- 四 主要原材料
- 五 補助原材料
- 六 **消耗品で貯蔵中のもの**
- 七 前各号に掲げる資産に準ずるもの

## 企業会計原則注解（重要性の原則）

「例示の関係」  
A、Bその他のC

企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものである/が、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、**重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則に従った処理として認められる。**

(1) **消耗品、消耗工具器具備品その他の貯蔵品等のうち、重要性の乏しいものについては、その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用することができる。**

資産科目		費用科目	該当資産
棚卸資産	消耗品等	消耗品費	事務用品、包装材料
	貯蔵品等	通信費	切手、レターパック
		租税公課	印紙
		交際費	商品券

## 法基通2-2-15（消耗品費等）

「並列の関係」  
A、Bその他C

消耗品その他これに準ずる棚卸資産の取得に要した費用の額は、当該棚卸資産を消費した日の属する事業年度の損金の額に算入するのである/が、法人が**事務用消耗品、作業用消耗品、包装材料、広告宣伝用印刷物、見本品その他これらに準ずる棚卸資産（各事業年度ごとにおおむね一定数量を取得し、かつ、経常的に消費するものに限る。）**の取得に要した費用の額を**継続して**その取得をした日の属する事業年度の損金の額に算入している場合には、これを認める。

消耗品等の購入	原則	消費済み	損金算入
		消費していない（貯蔵中）	貯蔵品等として資産計上
	例外	①おおむね一定数量を取得 ②経常的に消費 ③継続適用要件	購入時に損金算入（消費していなくても貯蔵品等としない）

## 法基通2-2-15の適用範囲と貯蔵品等の管理

費用科目	該当資産
消耗品費	事務用品、包装材料、見本品等
通信費	切手、レターパック
租税公課	印紙
交際費	商品券

法基通2-2-15の適用あり



法基通2-2-15の適用なし？  
特徴：換金性が高いもの

### 【大量に購入した場合の管理】

通信費	切手、レターパック	未使用分を貯蔵品として資産計上する。	使用状況の管理
租税公課	印紙		契約状況の管理
交際費	商品券		贈答先の管理

低  
↓  
重要性  
高

★ 用途不明の消失は、損金性が問われる可能性あり



## 消基通11-3-7（郵便切手類又は物品切手等の引換給付に係る課税仕入れの時期）

《郵便切手類等の非課税》に規定する郵便切手類又は物品切手等は、購入時においては課税仕入れには該当せず、役務又は物品の引換給付を受けた時に当該引換給付を受けた事業者の課税仕入れとなるのであるから留意する。/ただし、次の場合において、郵便切手類又は物品切手等を購入した事業者が、**継続して当該郵便切手類又は物品切手等の対価を支払った日の属する課税期間の課税仕入れとしているときは、これを認める。**（一部省略）

